

新型コロナウイルスの影響から市民生活を守る 生活困窮者への支援を拡充

新型コロナウイルス感染拡大が市民生活へ大きな影響を与えている中、今後の長期化も見据え、生活が困窮している世帯に対して、市独自の経済的支援を行います。

1 児童扶養手当の上乗せ支給 予算額 6,253万2千円（4月21日専決処分）

休業等の影響を大きく受けることが想定されるひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）に対して、いち早く経済的支援を届けるため、市独自に児童扶養手当支給額の上乗せを行います。

- (1) 支給額 1世帯あたり一律4万円（児童扶養手当1カ月相当分）1回限り
- (2) 対象者数 約1,560世帯
- (3) 支給時期 5月下旬（予定）

2 住居確保給付金の支給期間を延長

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給期間を、現行の最長9カ月間から、市独自にさらに3カ月間延長し、最長1年間とします。

住居確保給付金の概要

(1) 対象者

離職や休業による収入減により住居を失った、又は失うおそれがあり、ハローワークに求職の申し込みを行っている者

(2) 支給要件及び支給上限額

世帯の月収が下記の表の金額以下の場合、収入に応じて調整された額を支給

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入要件	112,800円	161,000円	198,000円
支給上限額	31,800円	38,000円	41,000円

(3) 相談先

長岡市パーソナル・サポート・センター（電話0258-89-8263）

問い合わせ：生活支援課 電話0258-39-2338